

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ムゲンエステート	コード	3299
提出日	2026/03/06	異動(予定)日	2026/03/26
独立役員届出書の提出理由	2026年3月26日の定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	仁田 雅志	社外取締役	○														○		有
2	前川 研吾	社外取締役	○														○		有
3	吉田 夢子	社外監査役	○														○		有
4	富所 幸子	社外取締役	○														○		有
5	林 暁	社外監査役																△	新任
6	河村 真優美	社外監査役	○															△	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		仁田雅志氏は、株式会社東急文化村の取締役および執行役員として長年日本有数の文化芸術に関する企画・経営に携われ、その豊富な経験と実績より当社の経営に対し客観的な立場よりの確かな提言・助言を頂けると判断したことから、社外取締役として選任いたしました。また、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
2		前川研吾氏は、公認会計士・税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、経営を監督し、当社の経営全般に対する意見や助言を取締役会において述べることにより、コーポレート・ガバナンス強化及び中長期的な企業価値向上に貢献していただけるものと期待しており、社外取締役として選任いたしました。また、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
3		吉田夢子氏は、弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知識を有しており、監査体制の一層の強化を図るための有用な助言や提言が期待できるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。また、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
4		富所幸子氏は、第一生命保険㈱での業務経験に基づき、人材強化を通じた組織力向上、広告・宣伝、ブランディング、女性リーダー育成に向けたプログラムの開発に高い見識を有しております。現在、ネオファースト生命保険㈱にて常務執行役員として企業経営に参画しており、独立した立場で、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性向上等に大いに貢献いただくと判断し、社外取締役として選任いたしました。また、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
5	林暁氏は東京証券取引所が定める独立性基準には抵触しないものの、1999年10月から2025年12月まで所属していたEY新日本有限責任監査法人が、当社の掲げる独立役員の独立性に関する方針8.に該当しておりますので、同方針12.により独立役員には指定していません。	林暁氏は公認会計士として長年にわたり企業会計及び財務監査の実務に携わり、会計・税務・内部統制に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しております。これらの見識を活かして、当社の経営監督及び監査体制の一層の強化に寄与していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。
6	河村真優美氏は2012年2月から2016年4月まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)に所属しております。しかしながら、2016年4月に退職してから約10年が経過したことから、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当行が定める独立性基準を満たしております。	河村真優美氏は、公認会計士として企業会計及び財務監査の実務に携わり、会計・税務・内部統制に関する高い専門的知識と豊富な経験を有しております。また、自ら会計事務所を運営し、社外取締役を現任する等企業経営の見識も豊富であります。これらの見識を活かして、当社の経営監督及び監査体制の一層の強化に寄与していただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。また、取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」は当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.mugen-estate.co.jp/cms/mugen/pdf/corporate/00_20220314.pdf
--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。